

平成 28 年 12 月 8 日

各位



会社名 株式会社 ALBERT
 代表者名 代表取締役社長 上村 崇
 (コード番号：3906 東証マザーズ)
 問合せ先 執行役員最高財務責任者 村上 嘉浩
 (TEL. 03-5909-7510)

第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に係る
 払込完了のお知らせ

平成 28 年 11 月 21 日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権部分のみを「本転換社債型新株予約権」、社債部分のみを「本社債」といいます。）の発行につきまして、払込が完了いたしましたのでお知らせいたします。

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行概要

(1) 払込期日	平成 28 年 12 月 8 日
(2) 新株予約権の総数	40 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 60,247,250 円（額面 100 円につき金 100 円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	1,990,000 株
(5) 資金調達額	2,409,890,000 円
(6) 転換価額	1,211 円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合
(8) 利率	本社債には利息を付しません。
(9) その他	(1) 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 (2) 割当予定先による償還請求

	<p>割当予定先は、以下①乃至④のいずれかの事項が決定又は承認された場合、又は以下⑤の事項があった場合に限り、払込期日以降、平成 30 年 12 月 8 日まで（当日を含みます。）の間は、償還すべき日の 15 営業日前までに当社に対して書面をもって通知することにより、割当予定先が保有する本社債の全部又は一部を額面金額に 110.0%の割合を乗じた金額で繰上償還することを請求することができます。</p> <ul style="list-style-type: none">① 当社の組織再編行為② 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け③ 当社の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て④ 当社の普通株式の上場廃止又はその決定⑤ 当社による本投資契約の重大な違反があった場合、又は軽微な違反についてウィズ・パートナーズから是正を求める通告があり、2 週間以内に違反状態が改善されない場合
--	--

以上